

外務大臣 高村 正彦 様
財務大臣 額賀 福志郎 様
経済産業大臣 甘利 明 様

フィリピン・アグノ川統合灌漑事業（サンロケ多目的ダム事業 灌漑部門）への 円借款供与に関する要請書

私達は、1998年より、日本政府・国際協力銀行（JBIC）に対し、サンロケ多目的ダム事業で引き起こされてきた様々な環境社会面での問題を伝え、地元の問題解決を求めてきました。そして、同ダム灌漑部門（現アグノ川統合灌漑事業）についても、2003年10月にJBICによる審査が行なわれる以前より、環境・社会・人権面からの懸念を表明し、日本政府・JBICと意見交換をさせてきていただいております。

さて、この度、私達がかねてより強い遺憾の意をお伝えしてきた、同ダム事業および同ダム灌漑部門に反対をしてきた地元の農民団体（TIMMAWA：アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動）の代表ホセ・ドトン氏の暗殺事件（2006年5月16日）につきまして、過日6月10日、実行犯2名のうち逮捕された1名の有罪判決がフィリピン・タグログ地裁にて出されたことを受け、暗殺事件が解決されたとの理解から同灌漑部門への円借款供与が即断されてしまう可能性があるのではないかと大変危惧致しております。しかし、今回の有罪判決は、残念ながら、同暗殺の政治的・社会的背景や動機等に踏み込んだものではなく、政治的殺害という文脈での真相も明らかにされぬままであったため、事件の真の解決には至っていないのが実状です。

また、引き続き、地元の人権状況を特に注視していく必要があることは言うまでもありません。JBICの『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下、ガイドライン）』の中でも、「透明性とアカウントビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含むステークホルダーの参加が重要」と謳われていますが、同ダム灌漑部門に係る地域住民および現地NGOの適切な「参加」を保障する素地は、同事業に反対をしてきた農民団体の代表が殺害されたという状況を鑑みれば、いまだに損なわれたままだと言えます。

2007年2月にフィリピンで現地調査を行なった「超法規的・即決・恣意的処刑に関する国連人権理事会特別報告者」フィリップ・アルストン氏が、フィリピンで多発している超法規的殺害について、「申し立てられているような種類の殺害が、少数でも起きれば、その影響は多岐にわたって波及する。膨大な数の市民社会のアクターを脅迫」する¹、あるいは、「目的は、より多くの膨大な市民社会のアクターを脅迫することである。結果として、彼らの活動・行動主義を続ければ、同じ運命が彼らを待ち受けているという警告の下に、そうしたアクターの多くが置かれることになる。そうした結果の一つとして、フィリピンの市民が懸命に獲得し、擁護しようとした民主主義の権利が、深刻な脅威にさらされている。」²と報告しているとおり、地元の農民団体代表の殺害が、その地域住民に与えた脅威は、決して軽視されるべきではありません。

日本政府は、ODA大綱の援助実施4原則にもあるように、「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払」い、同ダム灌漑部門に関する協議が行なわれたとしても、事業に関する議論が自由にでき、地域住民および現地NGOの適切な参加が確保できる環境が整っているか、その人権状況をしっかりと把握し、融資の検討を行なうべきです。

同ダム灌漑部門については、人権問題の他、環境・社会面の問題も、依然として改善は図られていま

¹ 2007年2月21日のアルストン氏によるプレス・ステートメント

² 2007年11月のアルストン氏による報告書「Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, Addendum, MISSION TO PHILIPPINES」

せん。私たちが同ダム灌漑部門に関して、2006年2月に日本政府に提出した要請書の中で、私達は、

- (1) サンロケダムの建設が引き起こした未解決の問題
- (2) 不十分なオプション・アセスメント
- (3) 不十分な環境影響評価と不明確な緩和措置

という点を指摘しました。しかし、これまで、

- (1) 1998年にダム建設が始まって以来、すでに10年が経過し、2003年に電力部門の稼働が始まってからも5年が経つにもかかわらず、サンロケ多目的ダム事業の影響を受けた多くの住民は、いまだに正当な補償措置を受けられないまま、同ダム事業が始まる以前の水準にすら生活状況を回復できていない³
- (2) 1999年に作成された同ダム灌漑部門の環境影響報告書(EIS)で、JBICのガイドラインがカテゴリーAの事業に要請しているような「代替案の分析」は行なわれていなかった。この間、同ダム灌漑部門を巡る水路選定に伴う土地収用の問題や、水利費の支払いによる農民の生活への負担増といった懸念などが出されてきたにもかかわらず、事業計画地の農民のニーズをより満足させるような代替案を検討する機会は依然として設けられておらず、地元での十分な議論が行なわれていない
- (3) JBICのガイドラインがカテゴリーA事業に要請している環境管理計画(EMP)について、1999年のEISでは、同EISで言及している負の影響の一部についてのみEMPの中で緩和措置を言及しており、その他の負の影響に対する緩和措置については、依然として議論されていない

など、地元では、未解決の環境社会問題が残されており、また、多くの場合、そうした問題点についての協議すら行なわれていないのが現状です。

従って、同ダム灌漑部門に関し、依然、人権問題、また、多くの深刻な社会環境問題が残っているため、私たちは以下の点を強く日本政府に要請します。

- i. 現時点で、サンロケ灌漑部門(アグノ川統合灌漑事業)への円借款の供与を決定しないこと
- ii. 同ダム灌漑部門周辺地域における住民の結社・集会・言論の自由、あるいは、表現の自由といった市民の権利を含む「基本的人権および自由の保障状況」に関し、事実確認・調査を行なうこと。その事実確認・調査は、フィリピン政府の情報のみに頼らないものである必要がある。
- iii. サンロケ多目的ダム事業が引き起こした環境社会問題の解決、また、現在計画されているサンロケダム灌漑部門(アグノ川統合灌漑事業)ではない小規模灌漑事業など代替案の検討、また、緩和措置の明示など、環境社会問題が改善されたか、フィリピン政府の情報のみに頼らない事実確認・調査を行なうこと。

本要請書にご配慮いただき、日本政府が思慮ある、毅然とした判断をされるようお願い申し上げます。

以上

国際環境 NGO FoE Japan

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan (担当: 波多江)

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1 階

Tel: 03-6907-7217, Fax: 03-6907-7219

Cc: 国際協力銀行 総裁 田波 耕治様

³ “Research Paper Social Impact Assessment on San Roque Multi-Purpose Dam Project” (Kurita, Hideyuki Hatae, Hozue, March 2007)を参照